

○居宅介護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		基礎研修課程修了者等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)													
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	×70/100			夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	×99/100	×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位 1人1日当たり100単位を加算	
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上45分未満 (153単位) (3) 45分以上1時間未満 (197単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (239単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (275単位) (6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位)	×90/100	×90/100											
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) (4) 1時間30分以上 (345単位に30分を増すごとに+69単位)													
ホ 通院等乗降介助	(102単位)													
初回加算 (1月につき200単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)														
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度) (1回につき564単位を加算)														
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×417/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×402/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×347/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×273/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×372/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×343/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×357/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×328/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×298/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×283/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×254/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×302/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×239/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×209/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×228/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×194/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×184/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×139/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能												
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×274/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×200/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×111/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能												
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×70/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×55/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能												
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能												